

○飯塚市民事暴力相談センター要綱

令和2年3月31日

飯塚市告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、暴力団員による不当な行為に関する相談に応じる財団法人福岡県暴力追放運動推進センター(福岡県公安委員会が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の2の規定により暴力追放運動推進センターとして指定した者をいう。以下「推進センター」という。)との連携を図り、暴力団等の排除活動を推進するため、飯塚市民事暴力相談センター(以下「相談センター」という。)を総務部防災安全課内に置くものとし、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 民事暴力に係る各種相談の受付に関すること。
- (2) 推進センターとの連絡調整に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(職員)

第3条 相談センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 相談員
- (3) 指導員

(センター長の職務等)

第4条 センター長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 相談センターの事務を監督すること。
- (2) 相談日誌その他の書類の作成を監督すること。

2 センター長は、総務部防災安全課長をもって充てるものとする。

(相談員の職務等)

第5条 相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 相談者からの相談受付に関すること。
- (2) 推進センターとの連絡調整に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 民事暴力に関する情報の収集及び排除活動の推進に関すること。

2 相談員は、総務部防災安全課職員をもって充てる。

(指導員の職務等)

第6条 指導員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 相談者からの相談受付に関すること。
- (2) 推進センターとの連絡調整に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 民事暴力に関する情報の収集及び排除活動の推進に関すること。
- (5) 軽易な相談に対する面談及びその処理に関すること。

2 指導員は、暴力団等による不当な要求行為の相談に対処できる者のうちから市長が選任する。

(対象者)

第7条 相談センターの利用の対象者は、原則として飯塚市安全・安心まちづくり推進条例(平成21年飯塚市条例第28号)に規定する市民又は事業者とする。

(相談の受付等)

第8条 相談員及び指導員は、相談受付については、随時受け付けるものとし、その相談の内容に応じ、推進センターと連絡調整を行うものとする。

2 相談員及び指導員は、相談の受付に際し、原則として、相談者の氏名、性別、連絡先、受付年月日及び相談区分等を受付簿に記録するものとする。

3 相談員にあつてはセンター長及び指導員に、指導員にあつてはセンター長に受け付けた相談を報告しなければならない。

(処理の記録及び報告)

第9条 指導員は、受け付けた相談に対する処理結果を処理簿及び処理経過簿に記録し、センター長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この告示の施行に関し、書類の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年9月24日 21飯総総第206号市長決裁)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日 元飯総防第1276号市長決裁)

この要綱は、市長決裁の日から施行する。